

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準（令和 8 年 11 月版）	(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準（令和 8 年 4 月版）	摘要
土木工事施工管理基準 この土木工事施工管理基準（以下、「管理基準」とする。）は、土木工事共通仕様書 第 1 編 1-1-1-27「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。 1. 目 的 この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。 2. 適 用 この管理基準は、神奈川県県土整備局が発注する土木工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督員と協議の上、施工管理を行うものとする。 3. 構 成 施工管理 (工事写真を含む) 工程管理 出来形管理 品質管理 4. 管理の実施 (1) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。 (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。 (3) 受注者は、測定（試験）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。 (4) 受注者は、測定（試験）等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。 5. 管理項目及び方法 (1) 工程管理 受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理（ネットワーク、バーチャート方式など）を行うものとする。ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計 1-4	土木工事施工管理基準 この土木工事施工管理基準（以下、「管理基準」とする。）は、土木工事共通仕様書 第 1 編 1-1-1-26「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。 1. 目 的 この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。 2. 適 用 この管理基準は、神奈川県県土整備局が発注する土木工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督員と協議の上、施工管理を行うものとする。 3. 構 成 施工管理 (工事写真を含む) 工程管理 出来形管理 品質管理 4. 管理の実施 (1) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。 (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。 (3) 受注者は、測定（試験）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。 (4) 受注者は、測定（試験）等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。 5. 管理項目及び方法 (1) 工程管理 受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理（ネットワーク、バーチャート方式など）を行うものとする。ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計 1-4	番号修正

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和 8 年 11 月版)	(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和 8 年 4 月版)	摘要
画が困難な工事内容については、省略できるものとする。 (2) 出来形管理 受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。なお、出来形管理図表は出来形のばらつきが確認できるように、「神奈川県請負工事成績評定採点基準 - 審査項目別運用表 (別紙 4) ばらつきの考え方」を参考に作成するものとする。 また、測定基準において測定箇所数「〇〇につき 1 か所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。 (3) 品質管理 受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理し、その管理内容に応じた品質管理図表を作成するものとする。なお、品質管理図表は品質のばらつきが確認できるように、「神奈川県請負工事成績評定採点基準 - 審査項目別運用表 (別紙 4) ばらつきの考え方」を参考に作成するものとする。 この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。 また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。 6. 規 格 値 受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測 (試験・検査・計測) 値は、すべて規格値を満足しなければならない。 7. そ の 他 (1) 工事写真 受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。 (2) 3 次元データによる出来形管理 I C T 施工において、3 次元データを用いた出来形管理を行う場合は、「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定によるものとする。 なお、ここでいう 3 次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を 3 次元空間上に再現するために必要なデータである。 (3) 施工箇所が点在する工事 施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定 (試験) 基準を設 1-5	画が困難な工事内容については、省略できるものとする。 (2) 出来形管理 受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。なお、出来形管理図表は出来形のばらつきが確認できるように、「神奈川県請負工事成績評定採点基準 - 審査項目別運用表 (別紙 4) ばらつきの考え方」を参考に作成するものとする。 また、測定基準において測定箇所数「〇〇につき 1 か所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。 (3) 品質管理 受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理し、その管理内容に応じた品質管理図表を作成するものとする。なお、品質管理図表は品質のばらつきが確認できるように、「神奈川県請負工事成績評定採点基準 - 審査項目別運用表 (別紙 4) ばらつきの考え方」を参考に作成するものとする。 この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。 また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。 6. 規 格 値 受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測 (試験・検査・計測) 値は、すべて規格値を満足しなければならない。 7. そ の 他 (1) 工事写真 受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。 (2) 情報化施工 10,000m² 以上の土工の出来形管理については、「情報化施工技術の使用原則化について」(平成 25 年 3 月 15 日付け国官技第 291 号、国総公第 133 号)による。 ただし、「T S を用いた出来形管理要領 (土工編)」は「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 第 2 編 土工編」に読み替えるものとし、「T S を用いた出来形管理の監督・検査要領 (河川土工編)」及び「T S を用いた出 1-5	番号修正 (一部削除) 国の改定に伴い削除

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和 8 年 11 月版)	(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和 8 年 4 月版)	摘要
	来形管理の監督・検査要領（道路土工編）」は「T S 等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）」に読み替えるものとする。 (3) 3次元データによる出来形管理 I C T 施工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定によるものとする。 なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。 (4) 施工箇所が点在する工事 施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。 なお、これにより難しい場合は、監督員と協議しなければならない。	

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和 8 年 11 月版)						(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和 8 年 4 月版)						摘要						
出来形管理基準(索引)						出来形管理基準(索引)						(一部修正) 国の改定に伴い修正						
【第3編 土木工事共通編】						【第3編 土木工事共通編】												
章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁					
第7節 地盤改良工	3-2-7-6		サンドマット工			1-168	第7節 地盤改良工	3-2-7-6		サンドマット工			1-168					
	3-2-7-7		パーチカルドレーン工	サンドドレーン工		1-170		3-2-7-7		パーチカルドレーン工	サンドドレーン工		1-170					
			ペーパードレーン工			1-170				ペーパードレーン工			1-170					
			袋詰式サンドドレーン工			1-170				袋詰式サンドドレーン工			1-170					
	3-2-7-8		締固め改良工	サンドコンパクションバイル工		1-170		3-2-7-8		締固め改良工	サンドコンパクションバイル工		1-170					
	3-2-7-9	1	固結工	粉末噴射攪拌工		1-172		3-2-7-9	1	固結工	粉末噴射攪拌工		1-172					
				高圧噴射攪拌工		1-172					高圧噴射攪拌工		1-172					
				スラリー攪拌工		1-172					スラリー攪拌工		1-172					
				生石灰バイル工		1-172					生石灰バイル工		1-172					
		2	固結工	スラリー攪拌工「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による管理の場合		1-172			2	固結工	スラリー攪拌工、施工履歴データ管理		1-172					
				3	固結工	中層混合処理		1-172										
第10節 仮設工	3-2-10-5	1	土留・仮締切工	H鋼杭		1-174	3-2-10-5	1	土留・仮締切工	H鋼杭		1-174						
				鋼矢板		1-174				鋼矢板		1-174						
				アンカー工		1-174				アンカー工		1-174						
				連節ブロック張り工		1-174				連節ブロック張り工		1-174						
				締切盛土		1-174				締切盛土		1-174						
		3-2-10-9		地中連続壁工(壁式)			1-176		3-2-10-9		地中連続壁工(壁式)			1-176				
	3-2-10-10					地中連続壁工(柱列式)						1-176	3-2-10-10		地中連続壁工(柱列式)			1-176
							3-2-10-22					法面吹付工					3-2-14-3 吹付工	1-202
第11節 軽量盛土工	3-2-11-2		軽量盛土工		3-2-14-3 路体盛土工	1-46	第11節 軽量盛土工	3-2-11-2		軽量盛土工		3-2-14-3 路体盛土工	1-46					
第12節 工場製作工(共通)	3-2-12-1	1	鋳造費	金属支承工		1-178	3-2-12-1	1	鋳造費	金属支承工		1-178						
				大型ゴム支承工		1-180				大型ゴム支承工		1-180						
				仮設材製作工		1-180				仮設材製作工		1-180						
				刃口金物製作工		1-180				刃口金物製作工		1-180						
	3-2-12-3	1	桁製作工	仮組立検査を実施する場合		1-182	3-2-12-3	1	桁製作工	仮組立検査を実施する場合		1-182						
				ジョイント部仮組立検査を実施する場合		1-182				ジョイント部仮組立検査を実施する場合		1-182						
				仮組立検査を実施しない場合		1-186				仮組立検査を実施しない場合		1-186						
				鋼製えん堤製作工(仮組立時)		1-188				鋼製えん堤製作工(仮組立時)		1-188						
	3-2-12-4		検査路製作工		1-190	3-2-12-4		検査路製作工		1-190								
	3-2-12-5		鋼製伸縮継手製作工		1-190	3-2-12-5		鋼製伸縮継手製作工		1-190								
	3-2-12-6		落橋防止装置製作工		1-192	3-2-12-6		落橋防止装置製作工		1-192								
	3-2-12-7		橋梁用防護柵製作工		1-192	3-2-12-7		橋梁用防護柵製作工		1-192								
	3-2-12-8		アンカーフレーム製作工		1-192	3-2-12-8		アンカーフレーム製作工		1-192								
	3-2-12-9		プレビーム用桁製作工		1-194	3-2-12-9		プレビーム用桁製作工		1-194								
	3-2-12-10		鋼製排水管製作工		1-194	3-2-12-10		鋼製排水管製作工		1-194								
	3-2-12-11		工場塗装工		1-196	3-2-12-11		工場塗装工		1-196								

1-12

1-12

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和 8 年 11 月版)													(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和 8 年 4 月版)													摘要
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	(一部修正) 国の改定に伴い修正
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均																	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下																
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下																
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—		基準高は延長 40m 毎に 1 か所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線 40m 毎に 1 か所を掘り起こして測定。幅は、延長 40m 毎に 1 か所の割に測定。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、道路中心線および端部で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。 工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、施工面積が 2,000 m ² 未満。	厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 施工面積や橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、協議により他の方法によることが出来る。														
						厚 さ	－45		－15																	
						幅	－50		—																	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	2	コンクリート舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 －15	+50 －15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	厚さあるいは標高較差														
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 －15	+50 －15																

(一部修正)
国の改定に伴い修正

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和 8 年 11 月版)											(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和 8 年 4 月版)											摘要
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	(一部修正) 国の改定に伴い修正									
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均													
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下												
							—25	—30	— 8													
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	5	コンクリート舗装工 (セメント (石灰・瀝青) 安定処理工)	厚 さ	—25	—30	— 8		幅は、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアーを採取して測定。 【測定箇所数】 3,000 m ² 以下 3 個 3,001～10,000 m ² 以下 10 個 10,001～20,000 m ² 以下 20 個 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 施工面積や橋面舗装等によりコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、施工面積が 2,000 m ² 未満。											
						幅	—50		—													
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	6	コンクリート舗装工 (セメント (石灰・瀝青) 安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	—55	—66	—8		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。											

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
							—25	—30	— 8			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	5	コンクリート舗装工 (セメント (石灰・瀝青) 安定処理工)	厚 さ	—25	—30	— 8		幅は、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアーを採取して測定。 【測定箇所数】 3,000 m ² 以下 3 個 3,001～10,000 m ² 以下 10 個 10,001～20,000 m ² 以下 20 個 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 施工面積や橋面舗装等によりコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、施工面積が 2,000 m ² 未満。	
						幅	—50		—			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	6	コンクリート舗装工 (セメント (石灰・瀝青) 安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	—55	—66	—8		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	

(一部修正)
国の改定に伴い修正

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和 8 年 11 月版)											(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和 8 年 4 月版)											摘要
																						(一部修正)
																						国の改定に伴い修正
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所										
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均													
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	7	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚 さ	-9	-12	-3	幅は、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアを採取して測定。 【測定箇所数】 3,000 m ² 以下 3 個 3,001～10,000 m ² 以下 10 個 10,001～20,000 m ² 以下 20 個	厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 施工面積や橋面舗装等によりコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。											
						幅	-25	—														
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	8	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3	1. 3 次元データによる出来形管理において「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点／m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、施工面積が 2,000 m ² 未満。											

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	7	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚 さ	-9	-12	-3	幅は、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアを採取して測定。 【測定箇所数】 3,000 m ² 以下 3 個 3,001～10,000 m ² 以下 10 個 10,001～20,000 m ² 以下 20 個	厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 施工面積や橋面舗装等によりコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		
						幅	-25	—					
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	8	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3	1. 3 次元データによる出来形管理において「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点／m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500t 未満あるいは施工面積が 2,000 m ² 未満。		

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和 8 年 11 月版)											(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和 8 年 4 月版)											摘要
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	(一部修正) 国の改定に伴い修正									
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均													
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下												
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	9	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版)	厚 さ	－10		－3.5		厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線 40m 毎に水糸又はレベルにより 1 測線当たり横断方向に 3 か所以上測定。幅は、延長 40m 毎に 1 か所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から 1m の線上、全延長とする。 なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線 200m 毎に水糸又はレベルにより 1 測線当たり横断方向に 3 か所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線 200m 毎に両側の版端を測定する。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、施工面積が 2,000 m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。										
						幅	－25		－													
						平 坦 性	－		コンクリートの硬化後 3m プロファイルメーターにより機械舗設の場合 (σ) 2.4mm 以下 人力舗設の場合 (σ) 3mm 以下													
						目地段差	±2															
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	9	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版)	厚 さ	－10		－3.5		厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線 40m 毎に水糸又はレベルにより 1 測線当たり横断方向に 3 か所以上測定。幅は、延長 40m 毎に 1 か所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から 1m の線上、全延長とする。 なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線 200m 毎に水糸又はレベルにより 1 測線当たり横断方向に 3 か所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線 200m 毎に両側の版端を測定する。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、 表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500t 未満あるいは 施工面積が 2,000 m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。										
						幅	－25		－													
						平 坦 性	－		コンクリートの硬化後 3m プロファイルメーターにより機械舗設の場合 (σ) 2.4mm 以下 人力舗設の場合 (σ) 3mm 以下													
						目地段差	±2															

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和 8 年 11 月版)											(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和 8 年 4 月版)											摘要
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所										
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均													
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下												
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	13	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	- 8	幅は、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、厚さは各車線 40m 毎に 1 か所掘り起こして測定。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とする。 その場合は、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、道路中心線及び端部で測定。	厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。											
						幅	-50		—													
												工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 ㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が 2,000 ㎡未満。										
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	14	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3 次元データによる出来形管理において「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点／㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。											
												工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 ㎡以上とする。 小規模とは、 表層及び基層を加熱アスファルト混合物の総使用量が 500t 未満あるいは施工面積が 2,000 ㎡未満。										

												文言修正 (一部追加) 国の改定に伴い追加
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-----------------------------

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和 8 年 11 月版)											(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和 8 年 4 月版)											摘要
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	(一部修正) 国の改定に伴い修正									
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X10) *面管理の場合は 測定値の平均													
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	15	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント (石灰・瀝青) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	- 8	幅は、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコア-を採取して測定。 【測定箇所数】 3,000 m以下 3 個 3,001～10,000 m以下 10 個 10,001～20,000 m以下 20 個 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア-採取について 施工面積や橋面舗装等でコア-採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、協議により他の方法によることができる。											
						幅	-50	—														
						工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、施工面積が 2,000 m ² 未満。																
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	16	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント (石灰・瀝青) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1 点／m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	が 2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、施工面積が 2,000 m ² 未満。											
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	(一部修正) 国の改定に伴い修正									
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X10) *面管理の場合は 測定値の平均													
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	15	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント (石灰・瀝青) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	- 8	幅は、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコア-を採取して測定。 【測定箇所数】 3,000 m ² 以下 3 個 3,001～10,000 m ² 以下 10 個 10,001～20,000 m ² 以下 20 個 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア-採取について 施工面積や橋面舗装等でコア-採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、協議により他の方法によることができる。											
						幅	-50	—														
						工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、施工面積が 2,000 m ² 未満。																
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	16	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント (石灰・瀝青) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1 点／m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	が 2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、 表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500t 未満あるいは 施工面積が 2,000 m ² 未満。											

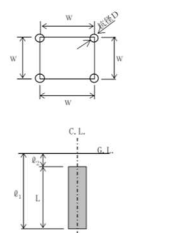
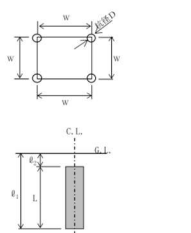
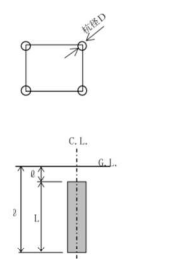
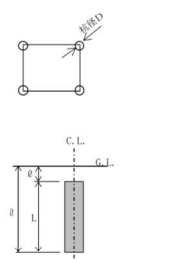
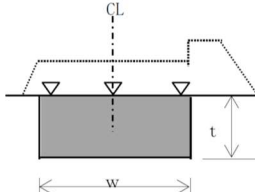
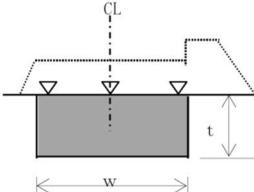
(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和 8 年 11 月版)											(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和 8 年 4 月版)											摘要
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所										
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均													
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下												
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	17	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	厚 さ	－9	－12	－3	幅は、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアを採取して測定。 【測定箇所数】 3,000 m以下 3 個 3,001～10,000 m以下 10 個 10,001～20,000 m以下 20 個 コアー採取について 施工面積や橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m以上とする。 小規模とは、施工面積が 2,000 m未満。	厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上との割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 施工面積や橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。											
						幅	－25		－													
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	18	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	－20	－27	－3	1. 3 次元データによる出来形管理において「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点／㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上との割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 施工面積や橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m以上とする。 小規模とは、 表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500t 未満あるいは施工面積が 2,000 m未満 。											

(一部修正)
国の改定に伴い修正

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和 8 年 11 月版)											(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和 8 年 4 月版)											摘要
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所										
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均													
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下												
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	19	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚 さ	－15		－4.5		厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線 40m 毎に水系又はレベルにより 1 測線当たり横断方向に 3 か所以上測定。幅は、延長 40m 毎に 1 か所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から 1m の線上、全延長とする。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、施工面積が 2,000 m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 施工面積や橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、協議により他の方法によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。										
						幅	－35		－													
						平 坦 性	－		転圧コンクリートの硬化後、3m プロファイルメーターにより (σ)2.4mm 以下													
						目地段差	±2															
				</																		

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和 8 年 11 月版)											(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和 8 年 4 月版)											摘要
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所										
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均													
									中規模以上	小規模以下				中規模以上	小規模以下							
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	20	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-32	-4.5		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が 2,000㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る											
						平 坦 性	—	転圧コンクリートの硬化後、 3mプロファイルターにより (σ)2.4mm 以下														
						目地段差	±2	隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。														
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	20	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-32	-4.5		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000㎡以上とする。 小規模とは、 表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500t未満あるいは 施工面積が 2,000㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る											
						平 坦 性	—	転圧コンクリートの硬化後、 3mプロファイルターにより (σ)2.4mm 以下														
						目地段差	±2	隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。														

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和 8 年 11 月版)											(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和 8 年 4 月版)											摘要		
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	(一部修正) 国の改定に伴い修正
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X10)															
							中規模以上	小規模以下	中規模以上															
							厚 さ	幅																
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工	厚 さ	－25	－30	－8	幅は、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアを採取もしくは堀り起こして測定。 【測定箇所数】 3,000 m ² 以下 3 個 3,001～10,000 m ² 以下 10 個 10,001～20,000 m ² 以下 20 個	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、施工面積が 2,000 m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。													
						幅	－50		－															
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	－15	－20	－5	幅は、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアを採取もしくは堀り起こして測定。 【測定箇所数】 3,000 m ² 以下 3 個 3,001～10,000 m ² 以下 10 個 10,001～20,000 m ² 以下 20 個	コア採取等について 施工面積や橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、協議により他の方法によることが出来る。													
						幅	－50		－															
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	5	ブロック舗装工 (基層工)	厚 さ	－9	－12	－3	幅は、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアを採取もしくは堀り起こして測定。 【測定箇所数】 3,000 m ² 以下 3 個 3,001～10,000 m ² 以下 10 個 10,001～20,000 m ² 以下 20 個														
						幅	－25		－															
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X10)															
							中規模以上	小規模以下	中規模以上															
							厚 さ	幅																
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工	厚 さ	－25	－30	－8	幅は、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアを採取もしくは堀り起こして測定。 【測定箇所数】 3,000 m ² 以下 3 個 3,001～10,000 m ² 以下 10 個 10,001～20,000 m ² 以下 20 個	幅は、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアを採取もしくは堀り起こして測定。 【測定箇所数】 3,000 m ² 以下 3 個 3,001～10,000 m ² 以下 10 個 10,001～20,000 m ² 以下 20 個	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、 表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500t 未満あるいは 施工面積が 2,000 m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。												
						幅	－50		－															
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	－15	－20	－5	幅は、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアを採取もしくは堀り起こして測定。 【測定箇所数】 3,000 m ² 以下 3 個 3,001～10,000 m ² 以下 10 個 10,001～20,000 m ² 以下 20 個	コア採取等について 施工面積や橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、協議により他の方法によることが出来る。													
						幅	－50		－															
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	5	ブロック舗装工 (基層工)	厚 さ	－9	－12	－3	幅は、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアを採取もしくは堀り起こして測定。 【測定箇所数】 3,000 m ² 以下 3 個 3,001～10,000 m ² 以下 10 個 10,001～20,000 m ² 以下 20 個														
						幅	－25		－															

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和 8 年 11 月版)										(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和 8 年 4 月版)										摘要
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	(一部修正) 国の改定に伴い修正
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	9	1	固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	基 準 高 ▽	－50	100 本に 1 か所。 100 本以下は 2 か所測定。 1 か所に 4 本測定。		3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	9	1	固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	基 準 高 ▽	－50	100 本に 1 か所。 100 本以下は 2 か所測定。 1 か所に 4 本測定。		
						位 置 ・ 間 隔 w	D/4 以内									位 置 ・ 間 隔 w	D/4 以内			
						杭 径 D	設計値以上									杭 径 D	設計値以上			
						深 度 L	設計値以上	全本数								深 度 L	設計値以上	全本数		
								$L=\theta_1-\theta_2$ θ_1 は改良体先端深度 θ_2 は改良体天端深度										$L=\theta_1-\theta_2$ θ_1 は改良体先端深度 θ_2 は改良体天端深度		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	9	2	固結工 (スラリー攪拌工) 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による管理の場合	基 準 高 ▽	0 以上	杭芯位置管理表により基準高を確認		3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	9	2	固結工 (スラリー攪拌工) 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による管理の場合	基 準 高 ▽	0 以上	杭芯位置管理表により基準高を確認		
						位 置	D/8 以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認（掘起しによる実測確認は不要）								位 置	D/8 以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認（掘起しによる実測確認は不要）		
						杭 径 D	設計値以上	工事毎に 1 回 施工前の攪拌翼の寸法実測により確認（掘起しによる実測確認は不要）								杭 径 D	設計値以上	工事毎に 1 回 施工前の攪拌翼の寸法実測により確認（掘起しによる実測確認は不要）		
						改良長 L	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認（残尺計測による確認は不要）								改良長 L	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認（残尺計測による確認は不要）		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	9	3	固結工 (中層混合処理)	基 準 高 ▽	設計値以上	1,000㎡～4,000㎡につき1か所、又は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1か所。		3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	9	3	固結工 (中層混合処理)	基 準 高 ▽	設計値以上	1,000㎡～4,000㎡につき1か所、又は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1か所。		
						施 工 厚 さ t	設計値以上	1,000㎡以下、又は施工延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2か所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。								施 工 厚 さ t	設計値以上	1,000㎡以下、又は施工延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2か所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。		
						幅 W	設計値以上									幅 W	設計値以上			
						延 長 L	設計値以上	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さ t、幅 w、延長 L を確認（実測は不要）。								延 長 L	設計値以上	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さ t、幅 w、延長 L を確認（実測は不要）。		

